

## 令和7年度 名護市立学校魅力PR支援事業業務仕様書

### 1 適用範囲

本仕様書は、委託者である名護市（以下「甲」という。）が受託業者（以下「乙」という。）に発注する「令和7年度 名護市立学校魅力PR支援事業」に適用する。

### 2 業務名

令和7年度 名護市立学校魅力PR支援事業

### 3 対象校

名護市立東江小学校、大北小学校、瀬喜田小学校、安和小学校、真喜屋小学校

### 4 業務場所

本業務の業務場所は、名護市立学校等とする。

### 5 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日～令和8年3月31日とする。

### 6 業務の目的と背景

本市では、小学校14校（分校含む）・中学校8校が設置され、児童生徒が900人近く在籍する過大規模校から、50人以下の小規模校まで、それぞれの学校を取り巻く環境や地域資源、学校規模を活かした多様で豊かな教育活動が展開されている。

しかしながら、児童生徒のより良い教育環境の実現に向けた学校規模適正化の観点から、過大規模校においては、これ以上の児童生徒の増加は望ましいものではなく、早急な対応が求められている。一方、小規模校においては、複式学級について改善が求められており、子供たちが単式学級で学べる環境を早急に整備する必要がある。

これらの課題を解決するため、「名護市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針」に基づき、対象校5校について、特色ある教育活動や学校の魅力を効果的にPRすることで、過大規模校の平準化及び小規模校の児童数の増加につなげることを目的とする。

### 7 法令等の遵守

本業務は、当該仕様書に定めるもののほか、次の各号に掲げる関係法令等に即して業務を遂行しなければならない。

- (1) 契約書
- (2) 名護市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針
- (3) 名護市関連計画
- (4) 名護市関連条例
- (5) その他関係法令 等

## 8 業務内容

令和7年度 名護市立学校魅力PR支援事業を実施するにあたり、業務内容は以下のとおりとする。

- (1) 対象校5校について、それぞれ特色ある教育活動や魅力を取材し、費用対効果等を十分に考慮し、新入学生、児童及びその保護者へ効果的にPRを行う。
- (2) 指定校変更制度（小規模校への指定校変更制度）を新入学生、児童及びその保護者へ周知し、対象校への入学及び転学を促進する。
- (3) 目的の達成のために効果的な情報発信を行うこと。
- (4) 上記（1）、（2）、（3）の他、契約金額の範囲内で、効果的な手法を提案することも可とする。

## 9 打合せ協議

打合せ協議について、業務開始時、中間、最終の計3回を対面方式で実施すること。その他、必要に応じて適宜メール、電話等を活用し、円滑な連絡調整を実施すること。

## 10 業務実施体制

### (1) 統括責任者等の配置

本業務を円滑に遂行できるよう、類似事業を経験したことのある統括責任者・実務経験者を含め専任の担当者、その他必要な人員を配置すること。

### (2) 業務計画書を作成すること

実施体制・計画・工程表・スケジュール等、発注者の承認を得ること。

## 11 納入成果品

本業務において提出する成果品及び提出期限は、以下のとおりとする。

### (1) 成果品：実績報告書類一式（印刷物）

### (2) 提出期限：令和8年3月31日

### (3) その他事業内容を確認することができる書類等

- (4) 当委託業務により得られた成果物の著作権及び所有権は、名護市に帰属するものとする。ただし、当委託業務で得られた成果物において、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。